

## **[事案 2023-247] 入院給付金支払請求**

・令和6年8月2日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和5年3月に、慢性湿疹により入院したため、令和4年7月に契約した組立型保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 本入院によって、20年来改善が見られなかった皮膚が確実に良くなっている。本入院で行った「断食」等は、医師の診断・判断の下、医師の管理下において専念しなければ危険であり、とても自分のみで行うことはできない。
- (2) 同じ病名で以前入院した際には、保険会社から給付金が給付されたが、本入院は支払いができないと言い、一方で、以前の入院に対する給付金の返金は求めないというのは、保険会社の主張として矛盾している。
- (3) 保険会社が、「標準的な治療方法とは異なる」ことにより、給付金を支払わないと主張するのであれば、本契約の約款に、標準的な治療方法・投薬が行われなければ給付金は支払わないと記載すべきである。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院は、養生目的で行われたものであり、入院中、申立人は日常生活を自立して行うことができ、特段の看護も必要としない状態だった。申立人が受けた治療は、自然食の摂取や断食といった食事療養や、裸体操、金魚運動等の運動療法などであり、いずれも自宅または外来による治療によって目的を達成できるものである。
- (2) 申立人が、同じ病名で以前の入院に関する給付金を請求した当時、新型コロナウイルス感染症の影響により、給付金請求が大幅に増加しており、当社の支払業務および医療機関が逼迫していたため、医療機関への詳細確認を行うことに限界があったことから、医療機関への詳細確認を行わずに給付金を支払った。本入院にかかる調査の結果、当社としては、本入院と以前の入院いずれも約款の定める「入院」には該当しないと判断した。
- (3) 以前の入院にかかる給付金は、既に申立人が受け取っているため、その返還までは求めない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。